VALPARAISO OFFICE（バルパライソ事務所）	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1802, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
BUENOS AIRES OFFICE（ブエノスアイレス事務所）	Av. Sucre 2074, Piso 2, UF “9”, Beccar, Partido de San Isidro, Pcia de Buenos Aires, ARGENTINE REPUBLIC
RIO DE JANEIRO OFFICE（リオデジャネイロ事務所）	Avenida das Americas 1650, Rio de Janeiro, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL
RIO DE JANEIRO OFFICE SANTOS SUB-OFFICE（リオデジャネイロ事務所サントス出張所	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

○国土交通省告示第千九十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十八年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検査機関の名称　一般社団法人日本海事検定協会

四　住所　東京都中央区新川一丁目16番3号

五　代表者の氏名　三宅　庸雅

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査

七　検査を行う事業所の名称及び住所

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	住　　所
検査第一サービスセンター	東京都港区芝浦二丁目14番９号
検査第二サービスセンター	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
北海道事業所	北海道札幌市中央区北四条西六丁目１
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目無番地
釧路事務所	北海道釧路市西港一丁目100番15号
苫小牧事務所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号
八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
仙台事業所	宮城県多賀城市八幡三丁目11番３号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の５
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
君津事務所	千葉県木更津市築地１番地１
袖ヶ浦事務所	千葉県袖ヶ浦市長浦拓一丁目１番18号
新潟事業所	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
名古屋第一事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号
知多事業所	愛知県東海市東海町一丁目１番２号
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
大阪第一事業所	大阪府大阪市港区築港一丁目７番18号
堺事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁２番21号
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通四丁目４番の３
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目１番36号
水島事業所	岡山県倉敷市水島北緑町４番11号
呉事業所	広島県呉市三条三丁目１番３号
広島事務所	広島県広島市南区宇品海岸三丁目13番28号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
岩国事務所	山口県岩国市新港町四丁目17番12号
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市京町三丁目３番８号